

【第一次審査】

1 基本的事項 専任性（手持ち業務量）【様式5】

記入者：事務局

業務従事予定者	A事業者			B事業者 (株式会社創建 東京本社)		
	得点	評価係数	点数	得点	評価係数	点数
主たる業務従事予定者	1	3	3	2	3	6
2番目に業務割合が多い 担当者	2	2	4	2	2	4
3番目に業務割合が多い 担当者	1	1	1	3	1	3
合計			8			13

【採点の考え方】

- 主たる業務従事予定者の本件への専任性について、次のとおりの得点とし、評価係数を3とする。
 - ①専任（本業務の他に0件）=5点
 - ②本業務の他に1件=4点
 - ③本業務の他に2件=3点
 - ④本業務の他に3件=2点
 - ⑤本業務の他に4件以上=1点
- 主たる業務従事者の次に本業務に従事する割合が多い担当者は、上記①から⑤の得点とし評価係数を2とする。
その次に業務割合が多い担当者は、上記得点とし評価係数を1とする。